

第1回 上曾トンネル開通に伴う地域活性化委員会

日時 令和4年8月1日(月)午後2時より

場所 桜川市役所真壁庁舎3階3310会議室

- 1 開 会
- 2 委員委嘱
- 3 市長あいさつ
- 4 上曾トンネルについて
- 5 設置要綱について
- 6 委員長及び副委員長の選任について
- 7 議 事
 - (1) 基本構想及び基本計画について
 - (2) 基本構想策定スケジュール(案)について
 - (3) ワークショップ(案)について
 - (4) 検討エリアの設定について
 - (5) 検討イメージについて
 - (6) その他
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

配付資料

- 資料1 基本構想と基本計画について
- 資料2 基本構想策定スケジュール(案)について
- 資料3 ワークショップ(案)について
- 資料4 検討エリアの設定について
- 資料5 検討イメージについて

別紙1 桜川市上曾トンネル開通に伴う地域活性化委員会設置要綱

別紙2 委員名簿

桜川市上曽トンネル開通に伴う地域活性化委員会設置要綱

令和4年6月8日
桜川市告示第86号

(設置)

第1条 上曽トンネルの開通に伴い、周辺地域の魅力を高め、広く発信することにより、地域の活性化を図るため、上曽トンネル開通に伴う地域活性化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 上曽トンネル開通に伴う地域活性化のための基本構想及び各計画策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから桜川市（以下「市」という。）が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 各種団体の役員等
- (4) 市職員
- (5) その他市が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱を受けた日から基本構想及び各計画策定に係る審議が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、災害等やむを得ない事情があるときは、書面、オンライン会議等、その他の手段をもって代えることができる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときに関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(委員召集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に招集される委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、第2条に規定する所掌事務が終了した日をもって、その効力を失う。

別紙 2

上曾トンネル開通に伴う地域活性化委員会委員名簿

【委員】

		職 名	氏 名
1	識見を有する者	筑波大学システム情報系教授	藤川 昌樹
2	市議会議員	市議会議員	谷田部 由則
3	各種団体の役員等	千年の森の会 代表	櫻井 崇
4		ディスカバーまかべ 副会長	田中 宣寛
5		まかべ日和の会 代表	田中 良枝
6		桜川市区長会真壁支部 会長	常盤 恵一
7		桜川本物づくり委員会 代表	西岡 勇一郎
8		桜川市観光協会 会長	橋本 慶晴
9		真壁石材協同組合 理事長	林 清
10		桜川市商工会 会長	皆川 光吉
11		真壁のひなまつり実行委員会 委員長	村上 宏
12		まかべ♡街灯りプロジェクト 代表	村上 頼子
13	市職員	桜川市 副市長	小林 達徳

●基本構想と基本計画について

基本構想

将来あるべき姿、理念、コンセプトを指す。物事をどんな方向に進めていくのかを定めたもの。

令和4年度策定予定

例えば

観光用駐車場の
整備促進

基本計画

構想を実現するために、行うべきことやものを具体的に定めたもの。建物であれば、建てるために必要な内容を定め、設計を発注する根拠になる。

令和5年度～順次

例えば

- ・面積はどのくらい？
- ・駐車何台分？
- ・舗装は？

●基本構想策定スケジュール（案）について

第1回委員会（令和4年8月1日）

- ・ 委員委嘱
- ・ 基本構想について
- ・ ワークショップについて
- ・ 役職の決定
- ・ スケジュールについて
- ・ エリア設定について



ワークショップ 1回～2回（10月頃）



第2回委員会（11月）

- ・ ワークショップ実績報告
- ・ ご意見お伺い



基本構想（案）作成

第3回委員会（1月）

- ・ 基本構想（案）提示



基本構想（案）修正

第4回委員会（2月）

- ・ **基本構想決定**
- ・ 計画について

●計画の策定（令和5年度～）

●ワークショップ（案）について 10月頃 1回～2回予定

- ・ 現状課題について
- ・ 上曾トンネル開通後の変化
（メリット・デメリット）について



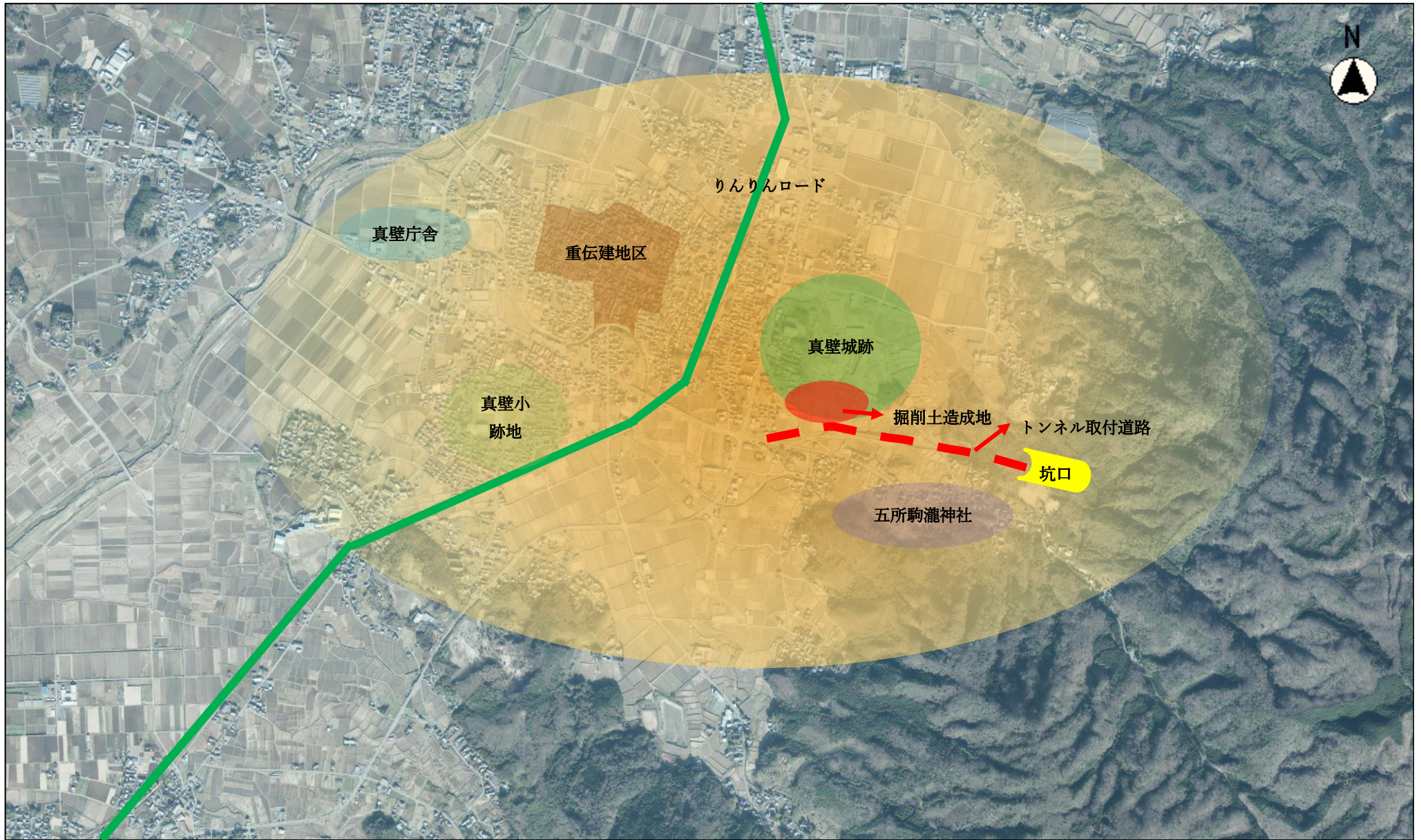
情報整理

- ・ 周辺地域の将来像（トンネル開通後）について

メンバー

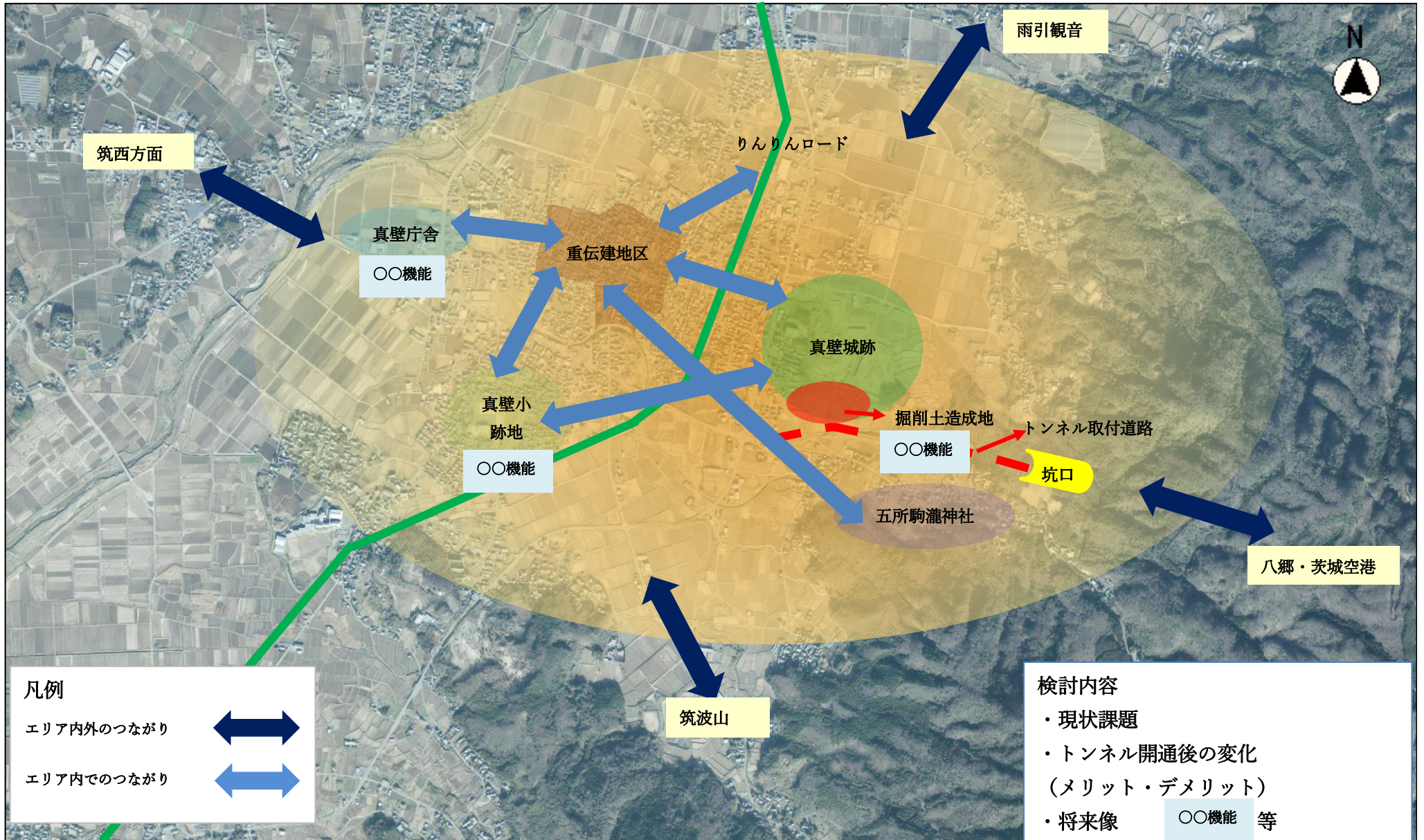
20～25名程度（4～5人で1グループ）



資料4 検討エリアの設定について



縮尺 1 : 20000

資料5 検討イメージについて



凡例
 エリア内外のつながり 
 エリア内でのつながり 

検討内容
 ・現状課題
 ・トンネル開通後の変化
 (メリット・デメリット)
 ・将来像 〇〇機能 等

縮尺 1:20000
 0 400 800